勇気を出して受診してみよう！

不妊検査は夫と妻の二人三脚

不妊症の約半数は男性側に原因があると言われています。そのため不妊検査は
夫婦が共に受診することをおすすめします。
県の助成制度を活用して夫婦で不妊検査を始めましょう。

不妊症の原因の半数が男性側にあるというデータがあります。女性だけの問題ではありません。

若い男性でも、先天的な異常であったり、環境の変化、ストレス等、様々な理由で、不妊の原因を抱えている場合があります。

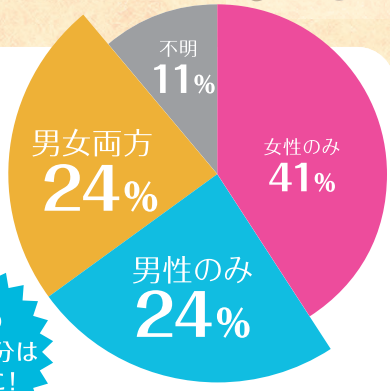

不妊の原因の半分は男性側に！

（WHOによる不妊症7,273カップルの調査）

広島県で不妊検査を共に受けた夫婦は

最大5万円

助成金が受けとれます！

不妊検査費等助成事業	
対象範囲	初診　不妊検査　一般不妊治療 （タイミング療法・薬物療法・手術療法・人工授精）
助成額	自己負担額の1／2（上限5万円）

子供が欲しいご夫婦・カップルの手引き
広島県ふたりの妊活全力応援

ホームページがリニューアルオープン！▶▶▶▶▶▶▶

内容もボリュームアップし、男性・女性が「2人で」一緒に学べるサイトになりました。

【重要】助成制度の活用には要件を満たす必要があります。詳しくはチラシ裏面をご覧ください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
広島県 子供未来応援課　☎082-513-3171

不妊検査費等助成制度チェック項目

- ☑ 婚姻している夫婦（申請日時点）※事実婚含む
- ☑ 広島県内に住所がある（申請日時点）
- ☑ 妻の年齢が35歳未満（不妊検査開始時点）
- ☑ 夫婦ともに不妊検査を受けている
- ☑ 過去に広島県の不妊検査費等助成制度を利用していない

※すべての項目に該当している必要があります

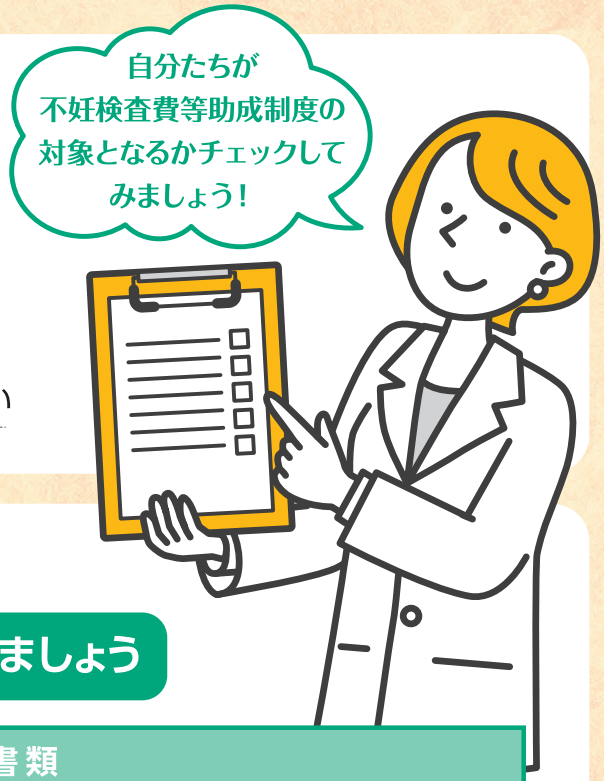

申請の手順

① 申請時期を迎えたら申請書類を入手しましょう

申請時期

次のいずれかに該当した日の翌日から起算して、原則2か月以内に申請してください。

(1)不妊検査・一般不妊治療を終了した時

終了した時とは「妊娠が判明した時点」「特定不妊治療にステップアップした時点」「これ以上検査・治療を継続しない事を担当医と決定した時点」となります。

(2)不妊検査の開始日から2年を経過した時

（夫婦いずれか早い方の開始日から起算）

※**自己負担額が10万円**を超えた場合は(1)、(2)に該当しない場合でも申請が可能となります。この場合、医療機関の証明書は直近の受診日までを作成し、2か月以内に申請してください。

申請書類

- **不妊検査費等助成事業申請書**（様式第1号）
- **不妊検査費等助成申請に係る証明書**（様式第2号）
  （夫婦が別々の医療機関で受診した場合は、それぞれの医療機関が作成した証明書が必要です）
- **戸籍謄本**（原本）
- **広島県内の住所を確認できる住民票**
  （申請日の3か月以内に発行された原本であること）
  ※ただし、2022年7月1日以降に申請される方で、住民基本台帳ネットワークシステムで住所等を確認することについて同意いただける場合は、住民票の提出は不要です。
- **振込先口座の通帳の写し**
  （口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁）
- （院外処方がある場合のみ）**院外薬局の領収書の写し**

※添付書類（住民票等）は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご用意ください

▼

② 受診した医療機関に証明書（様式第2号）の作成を依頼しましょう

（証明書の作成料が発生した場合は助成対象金額に含めることができます）

▼

③ 医療機関の証明書を確認しながら、申請書（様式第1号）を作成してください

※広島県電子申請システムでも申請書を作成することができます。

（広島県電子申請システム）

▼

④ 県の申請窓口に申請書類一式を提出してください（郵送可）

ただし、申請期限を超えている場合等、例外的な対応が必要な場合は事前にご相談ください。

※お近くの申請窓口は広島県のホームページをご確認ください
※広島県電子申請システムを利用して申請書を作成された方は、その他の書類は、広島県子供未来応援課（730-8511 広島市中区基町10-52）へ提出してください（郵送可）

広島県の不妊治療に関する情報はこちらから ▶▶▶▶▶▶▶▶